

幼児教育・保育の無償化の 制度設計に対する緊急要望

平成29年11月

横浜市



幼児教育・保育の無償化の制度設計に対する要望 (内閣府、厚生労働省、文部科学省)

- 1 幼児教育・保育の無償化の推進によって待機児童対策を減速させることがないようにすること
 - (1) 財源の確保による自治体負担の軽減
 - (2) 幼稚園預かり保育や一時保育などとの一体的な無償化の実施
 - (3) 横浜保育室利用者に対する保育所並みの補助の実施
 - (4) 保育士処遇改善や保育士確保策の着実な実施による保育の質の確保
 - (5) 地方自治体が独自に認定した保育施設以外の認可外保育施設に関する慎重な議論
- 2 「新たな政策パッケージ」の具体化に向けては、地方自治体と十分に協議を行うこと

【提案の背景・必要性】

(1) 財源の確保による自治体負担の軽減

- ・ 国において幼児教育・保育の無償化を実現するにあたっては、地方の財政運営や待機児童対策、保育の質の確保に支障をきたさないよう、必要な財政措置を講じることが必要です。

(2) 幼稚園預かり保育や一時保育などとの一体的な無償化の実施

- ・ 横浜市においては、幼稚園の約7割が長時間預かり保育を実施しており、保育を必要とする児童の受入先や小規模保育事業等の地域型保育事業の卒園後の進級先として大きな役割を果たしています。
- ・ また、保育所における一時保育についても、定期的に利用する世帯が一定程度おり、保育所等を保留となった児童などの受け皿として寄与しています。
- ・ これらの事業についても、待機児童対策に大きな役割を果たしていることから、一体的に無償化の対象とすることが必要です。

(3) 横浜保育室利用者に対する保育所並みの補助の実施

- ・ 市が認定し、運営費の助成をしている横浜保育室は、一定の保育の質を確保し、横浜市の待機児童対策の重要な役割を果たしています。
- ・ また、認可移行支援の対象となり、国の補助を受けている施設もあり、運営内容も保育所並みとなっています。
- ・ そのため、横浜保育室については、認可外保育施設と同等の扱いにするのではなく、保育所並みの補助金額にすることが必要です。

(4) 保育士処遇改善や保育士確保策の着実な実施による保育の質の確保

- ・ 依然として、保育士の賃金は全産業平均と比較する低い水準にあり、全国的に保育士不足の状況が続いています。無償化に消費税財源が充てられることにより保育士の処遇改善が先送りされることがないようにする必要があります。
- ・ 保育現場で働く人の誇りとモチベーションを高め、質の高い保育を提供するためには、その職務の内容と責任に応じた賃金となるよう、更なる処遇改善策や全国的な保育士確保策の展開を図ることが必要です。

(5) 地方自治体が独自に認定した保育施設以外の認可外保育施設に関する慎重な議論

- ・ 地方自治体が運営費の補助をしていない認可外保育施設も無償化の対象にするにあたっては、より適切な運営を確保するための仕組みづくりが必要となります。
- ・ また、認可外保育施設は、一時的な利用も多く、利用形態が曖昧な場合があります。
- ・ そのため、対象施設や利用者の特定方法、支給方法などの事務手続き面における課題も多いと考えます。
- ・ 対象とする施設や利用形態などに関しては、早急に結論を出すのではなく、地方自治体の意見を聞いた上で、慎重な議論をすることが必要です。

提案の担当／	こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課担当課長	青木 正博	TEL	045-671-4463
	こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課担当課長	小田 繁治	TEL	045-671-2386
	こども青少年局子育て支援部子育て支援課長	永井 由香	TEL	045-671-2701
	こども青少年局子育て支援部保育対策課長	金高 隆一	TEL	045-671-3955
